住所を変更した場合について

自動車検査証（車検証）に登録されている住所から転居などされる場合には、住民票の転居手続、運転免許証などの住所変更手続と同じように、**現在の住所を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所で車検証の変更登録手続が必要になりますので、必ず手続きしてください。（この手続を怠りますと、自動車の使用上の不都合や思わぬトラブルに発展する場合があります。）**

事情があって変更登録手続が遅れる場合には、下記の『住所変更届』に必要事項を記入のうえ、切り取って「封筒」に入れて、都税総合事務センターに送付してください。

なお、『住所変更届』を提出されても、自動車検査証（車検証）の住所は変更されません。

※二輪車及び軽自動車は市役所（区役所）又は町村役場までご連絡ください。

ご注意

- **＊　納税通知書に記載されている氏名や法人名の変更はできません。**
- **＊　実際に居住していない住所（勤務先など）への送付はできません。**
- **＊　法人の場合で、支店・営業所ごとに送付することはできませんので、ご注意ください。**

あて先

〒176-8517
練馬区豊玉北 6-13-10
東京都都税総合事務センター
自動車税課　行
（住所変更担当）

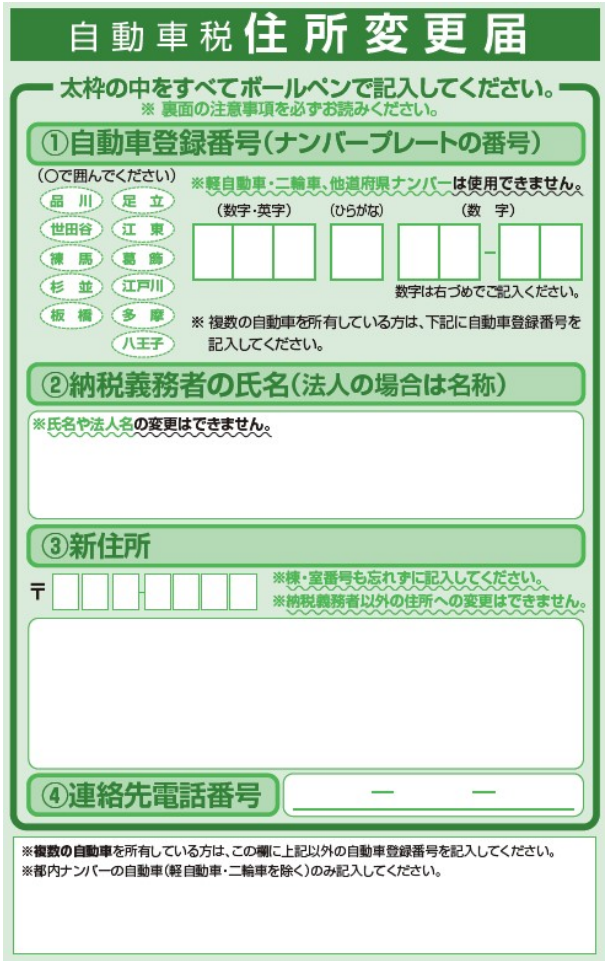

自動車税 住所変更届

太枠の中をすべてボールペンで記入してください。
※ 裏面の注意事項を必ずお読みください。

①自動車登録番号（ナンバープレートの番号）

（○で囲んでください）
品川　足立
世田谷　江東
練馬　葛飾
杉並　江戸川
板橋　多摩
八王子

※軽自動車・二輪車、他道府県ナンバーは使用できません。
（数字・英字）　（ひらがな）　（数　字）
数字は右づめでご記入ください。
※ 複数の自動車を所有している方は、下記に自動車登録番号を記入してください。

②納税義務者の氏名（法人の場合は名称）
※氏名や法人名の変更はできません。

③新住所
〒
※棟・室番号も忘れずに記入してください。
※納税義務者以外の住所への変更はできません。

④連絡先電話番号　　－　　－

※複数の自動車を所有している方は、この欄に上記以外の自動車登録番号を記入してください。
※都内ナンバーの自動車（軽自動車・二輪車を除く）のみ記入してください。